要件審査の結果

申請者　メディアフロージャパン企画株式会社

審査項目	判定	審査概要
開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。（電波法第二十七条の十三第四項第一号）		
開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項（開設指針第一項）		
無線設備規則第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して受託国内放送を行う放送局のうち、開設指針第二項第一号に規定する周波数を使用するものであること。（開設指針第一項）	適	申請者が開設を希望している特定基地局は、無線設備規則第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して受託国内放送を行う放送局のうち、207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用するものであることから、適当と認められる。
周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項（開設指針第二項）		
使用する周波数は、207.5MHz以上222MHz以下の周波数であること。（開設指針第二項第一号）	適	申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHz以上222MHz以下であることから、適当と認められる。
第一号に規定する周波数の使用区域が全国であること。（開設指針第二項第二号）	適	申請者が希望する周波数の使用区域は、全国であることから、適当と認められる。
第一号に規定する周波数の使用は平成23年7月25日以降であること。（開設指針第二項第三号）	適	申請者が希望する周波数の使用開始時期は、平成23年7月25日以降であることから、適当と認められる。
当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項（開設指針第三項）		
開設計画の認定の日から3年以内に全国の世帯カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。（開設指針第三項第一号）	適	申請者は、開設計画の認定の日から3年と想定していた平成25年7月末までに全国の世帯カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。
開設計画の認定の日から5年以内に全国の世帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率がすべて100分の70以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。（開設指針第三項第二号）	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた平成27年7月末までに全国の世帯カバー率が100分の90以上になり、かつ、総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率がすべて100分の70以上となるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。

開設計画の認定の日から5年以内に全国の駅カバー率が100分の70以上になり、かつ、総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。（開設指針第三項第三号㈠）	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた平成27年7月末までに全国の駅カバー率が100分の70以上になり、かつ、総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率がすべて100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。
開設計画の認定の日から5年以内に全国の道路施設カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設すること。（開設指針第三項第三号㈡）	適	申請者は、開設計画の認定の日から5年と想定していた平成27年7月末までに全国の道路施設カバー率が100分の50以上になるように特定基地局を配置し、開設することとしていることから、適当と認められる。
全国において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めること。（開設指針第三項第四号）	適	申請者は、平成27年度内に、総合通信局の管轄区域（中国地方・四国地方を除く）ごとの世帯カバー率90％以上を実現（中国地方・四国地方についても、平成28年度以降速やかに世帯カバー率90％以上を実現）するなどの計画を有し、全国において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めることとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項（開設指針第四項）		
当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するものであること。（開設指針第四項）	適	申請者は、当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することとしていることから、適当と認められる。
当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項（開設指針第五項）		
申請者が、14.5MHzの帯域幅を申請していること。（開設指針第五項第二号㈠）	適	申請者が使用を希望している周波数は、207.5MHzから222MHzまでであることから、適当と認められる。
申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されていること。（開設指針第五項第二号㈡）	適	申請された開設計画において、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則第二十五条の四に定めるもののほか、開設指針別表第一に規定する事項が記載されているため、適当と認められる。
申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。（開設指針第五項第三号㈠）	適	申請者は、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。

	申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。）ではないこと。（開設指針第五項第三号㈡）	適	申請者は、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないことから、適当と認められる。
	申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。（開設指針第五項第三号㈢）	適	申請者の役員は、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
	申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者（申請者を除く。）が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。（開設指針第五項第三号㈣）	適	申請者が議決権の3分の1以上を保有する者、申請者の議決権の3分の1以上を保有する者及び申請者の議決権の3分の1以上を保有する者が議決権の3分の1以上を保有する者（申請者を除く。）は、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないことから、適当と認められる。
	開設指針別表第二に規定する開設計画の認定の要件（開設指針別表第二）		
	開設計画の適切性及び計画実施の確実性（開設指針別表第二第一項）		
	本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項（開設指針別表第二第一項第一号）		
	第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一項第一号㈠）	適	申請者は、特定基地局を平成25年7月末までに264局、平成27年7月末までに677局整備して、第三項第一号から第三号までの要件を上回る計画を有することから、適当と認められる。
	第三項第四号の要件を満たす旨の当該特定基地局の整備計画を有していること。（開設指針別表第二第一項第一号㈡）	適	申請者は、平成27年度内に、総合通信局の管轄区域（中国地方・四国地方を除く）ごとの世帯カバー率90％以上を実現（中国地方・四国地方についても、平成28年度以降速やかに世帯カバー率90％以上を実現）するなどの計画を有することから、適当と認められる。
	受信設備の普及に関する事項（開設指針別表第二第一項第二号）		
	当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。（開設指針別表第二第一項第二号）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 既にチューナーチップセットが開発された技術を活用することとしており、平成23年後半に実用の受信設備の発売が開始される予定と

				している。 ・ 試作受信設備の開発、コンテンツ配信実験等の各種取組を既に実施。 ・ 携帯電話事業者から携帯電話端末の普及について協力の意図表明の連絡を受領。
		受託放送役務の提供に関する事項（開設指針別表第二第一項第三号）		
		受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。（開設指針別表第二第一項第三号）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 受託放送役務の料金の設定について、特定の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱いをしている事項は見当たらない。 ・ その他の提供条件については、委託放送事業者に対して不当な義務を課すような事項等は特段見当たらず、法令に照らし適正なものになると見込まれる。 ・ 委託放送業務の円滑な利用に関する取組として、①立ち上がり期における受託放送料金の額の割引の設定、②委託放送業務への参入希望者向けの説明会の開催等を計画している。
		開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項（開設指針別表第二第一項第四号）		
		開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。 （開設指針別表第二第一項第四号㈠）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備の確保については、予定する運用開始時期に間に合うように設備等を調達・確保できることを関係業者に確認済み。 ・ 特定基地局の設置場所の確保に関しては、設置場所の確保の可能性に関して、主に管理者へのヒアリング等に基づき、鉄塔、局舎等の基本情報を確認した上で、利用の可否を判断するなどしている。 ・ 有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組について、 ① ㈳日本ケーブルテレビ連盟との間で作成する手引き書に基づいて対策を講じる。 ② 対象となる世帯数については、自主放送を行っている許可施設を対象として、デジア

				ナ変換を視聴するアナログテレビの残存台数を予測した上で対策が必要なアナログテレビ台数を算出している。 ③ 障害の防止･解消に要する費用として対策機器購入費用、周知費用等の費用を計上している。 ・ ブースター障害等の防止又は解消に関する取組については、ブースター障害を与えるおそれのある個別受信世帯数等を算出した上で、障害を解消するための方法（周知広報及び視聴者からの相談や苦情の受付等）について検討を行い、そのために必要となる費用を計上している。 ・ 工事業者その他の業者との協力体制の確保については、出資者である電気通信事業者からの技術要員の出向受入等により工事管理体制を整備し、無線局設置工事への対応は、実績のある業者から対応可能である旨を確認済み。
		当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。（開設指針別表第二第一項第四号㈡）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 平成28年度までの総工事費は961.1億円。ベンダーからのRFI回答やヒアリング値を参考に算定した単価等により、送信設備等の見積もりを行っている。 ・ 資金調達については、必要な資金を満たす資金調達を計画しており、資金調達の根拠となる文書が提出されている。 ・ 平成28年度に単年度黒字を達成する事業収支計画となっている。
		電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。（開設指針別表第二第一項第四号㈢）	適	申請者は、以下の実績を有することから、適当と認められる。 ・ 技術的な検討、実験については、室内干渉調査、VHF-High帯の電波伝搬特性測定・調査、沖縄ユビキタス特区における実証試験等を実施済み。 ・ 標準化活動については、協力企業の社員が㈳電波産業会標準規格策定に参画し、平成

				22年9月末に規格化完了予定。
		電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。（開設指針別表第二第一項第四号㈣）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 東京のオペレーションセンターにおいて全国の特定基地局の集中監視（24時間、365日）を実施。 ・ 保守業務は、当該業務に精通した会社に委託。 ・ 障害時の対応体制については、遠隔制御による障害復旧等の一次対応の実施のほか、必要に応じた保守委託会社への復旧要請・重大事故対策室の設置。
		関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。（開設指針別表第二第一項第四号㈤）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ ユビキタス特区実証試験等での実験試験局の運用にあたり策定した無線局運用規定を見直し、当該運用規定に基づいて無線従事者の選解任を実施。 ・ 出資者である電気通信事業者からの有資格者の派遣等により、開業当初から円滑な事業立ち上げを図る。 ・ 自社での研修・教育を進め、継続的かつ安定的な運用体制の構築を検討。
		電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。（開設指針別表第二第一項第四号㈥）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ コンプライアンス関連事項を審議決定する機関として企業倫理委員会の設置、啓発活動の方針策定。 ・ 社員に対する教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等。
		混信等の防止（開設指針別表第二第二項）		
		既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。（開	適	申請者は、隣接システムとの混信を防止するフィルターの設置やアンテナの偏波面等のサイトエンジニアリング等を実施することとしていることから、適当と認められる。

	設指針別表第二第二項第一号）		
	既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。（開設指針別表第二第二項第二号）	適	申請者は、計画段階において干渉発生が懸念される場合は事前に隣接する周波数帯を使用する免許人と協議を実施し、当該協議合意内容に基づき、サイトエンジアリングを適宜実施するなどとしていることから、適当と認められる。
	電波の能率的な利用の確保（開設指針別表第二第三項）		
	第四項に掲げる要件を満たすことその他電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。（開設指針別表第二第三項）	適	申請者は、送信の方式について、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）に規定されている方式を用いるとともに、各種のSFN混信対策を講じることにより、全国をSFNでカバーする計画としていることから、適当であると認められる。
	その他（開設指針別表第二第四項）		
	別表第二第一項から第三項までのほか、当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び健全な発達に寄与すること。（開設指針別表第二第四項）	適	申請者は、以下の計画を有することから、適当と認められる。 ・ 平成17年に企画会社を設立し、事業化に向けた取組を実施。 ・ 情報通信審議会等の作業班、WG、アドホックグループ等に参加。 ・ 国内、海外における技術方式や携帯端末向けマルチメディア放送の理解促進、プロモーション等のための展示・講演等の普及活動を実施。 ・ 実証実験を行い技術的検証を行うとともに、当該実験を通じた普及活動を実施。
開設計画が確実に実施される見込みがあること（電波法第二十七条の十三第四項第二号）		適	申請者は、特定基地局の整備、資金の調達、体制の整備等に係る計画の合理性、具体性等から、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。
開設計画に係る放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること（電波法第二十七条の十三第四項第三号）		適	申請者は、開設計画に係る放送系に含まれるすべての特定基地局について、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数の使用を希望しており、適当と認められる。